

むつ市議会第266回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和7年12月19日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第67号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第68号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第4 議案第69号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第70号 むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第71号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第72号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第73号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第74号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第75号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第77号 むつ市交通安全条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第78号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第79号 むつ市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する等の条例
- 第15 議案第80号 指定管理者の指定について
(下北文化会館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第16 議案第81号 指定管理者の指定について
(大畑中央公園の指定管理者を指定するためのもの)
- 第17 議案第82号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第18 議案第83号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧野外6施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第19 議案第84号 指定管理者の指定について
(むつ来さまい館外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第20 議案第85号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

- 第21 議案第86号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第22 議案第89号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第23 議案第90号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第91号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第92号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第93号 むつ市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】
- 第27 議案第96号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
- 【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】
- 第28 議員提出議案第6号 むつ市議会傍聴規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	高橋	征志	4番	濱田	栄子
5番	杉浦	弘樹	6番	櫻田	秀夫
7番	住吉	年広	8番	白井	二郎
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	野中	貴健	12番	佐藤	広政
13番	東	健而	14番	中村	正志
15番	井田	茂樹	16番	浅利	竹二郎
17番	岡崎	健吾	18番	佐々木	隆徳
19番	佐賀	英生	20番	大瀧	次男
21番	佐々木	肇	22番	富岡	幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	吉田	真一
副市長	齋藤	友彦	教育長	阿部	謙一
公営企業 管理業者	吉田	和久	代監査委員	氏家	剛一
総務部長	松谷	勇	政策推進長	小笠原	洋一
財務部長	吉田	由佳子	市民生活長	石橋	秀治
健康福祉 部長	斉藤	洋一	健つ推進 福祉	高橋	嘉美
こみどら 部smile koffice にり所 こ長	菅原	典子	農林水産 部長	一戸	義則
商工観光 部	山崎	学	まちづくり 推進部長	木下	尚一郎
会管 理計者	中村	智郎	選挙管理 委員会 事務局長	野坂	武史

監査委員局長	澁田剛	農委事務局 農水産	業会長林部事 員局	立花一雄
教育局長	福山洋司	農委事務局 農水産	育会局備監 員務整	畑中涉
上下水道局長 市生活	小田晃廣	農委事務局 農水産	川内庁舎長	池田雅文
大畑庁舎長	松本邦博	農委事務局 農水産	野所産理 協庁農水副	山崎拓也
総務課長 事務主任	鈴木明人	農委事務局 農水産	総務主任 市長	祐川富美子
総務主任	佐々木大	農委事務局 農水産	総務主任 部長	菊池亘

事務局職員出席者

事務局長	上林妙子	次長	石田隆司
総括主幹	堂崎亜希子	主幹	佐藤孝悦
主任主査	瀬角朋也	主任	浜藤端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、12月3日に開催された議会運営委員会において、むつ市議会傍聴規則の一部を改正する規則については、本日議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、12月12日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、本日この後、下北ジオパーク推進協議会の法人格を有する組織への移行について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、12月16日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（富岡幸夫） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。この度、下北ジオパークを地域の長年の悲願であるユネスコ世界ジオパークへ導くため、下北ジオパーク推進協議会を現在の行政主導の運営体制から、より柔軟かつ自立的な組織体制へ移行することについて検討を進めておりますので、ご報告申し上げます。

まず、下北ジオパーク推進協議会のこれまでの取組と実績についてであります。下北ジオパークは、平成28年度に日本ジオパークネットワークに新規加盟して以降、令和2年度及び令和6年度の2度にわたり再認定を受け、着実に評価を積み重ねてまいりました。

この間、下北ジオパークサポーターの会やガイドの会といった地域コミュニティの活動の活発化に加え、海上自衛隊大湊地区隊や国立研究開発法人海洋研究開発機構との連携、更には学校教育におけるジオパーク学習の充実等、様々な分野において顕著な成果を挙げております。

特に、昨年度には日本ジオパーク全国大会を当地域で開催し、全国からの来訪者を下北地域が一体となっておもてなしたことは、地域連携の深化を示す大きな成果でありました。

こうした実績を踏まえ、下北ジオパーク推進協議会といたしましては、次なる目標をユネスコ世界ジオパークの認定と位置付けております。

組織移行を検討する必要性とその理由についてであります。第一に、ユネスコ世界ジオパークへの申請及び認定に当たっては、法人格を有する組織体制が求められております。

第二に、独自のマーケティング戦略の策定、収

益事業の展開、多様な外部資金の獲得等に当たっては、行政組織から自立し、柔軟に対応できる運営体制が必要となります。

第三に、ジオパーク活動を通じて、より大きな経済波及効果を生み出すためには、観光振興、物産振興等を担う組織と一体的に展開するための運営体制が必要となります。

これらの理由を踏まえ、ユネスコ世界ジオパークの認定要件を満たすとともに、認定後も持続可能な運営体制を確立するため、下北地域の観光づくりを主導し、地域連携DMOとして活動している一般社団法人しもきたツーリズムへ下北ジオパーク推進協議会を移行することを検討しております。両団体の融合は、下北ジオパークの魅力発信と観光振興が連携し、悲願達成に向けた重要な一歩となるものであります。

今後につきましては、関係機関や団体と緊密に連携し、協議・調整しながら令和8年4月1日の移行に向けて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、本件の趣旨をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。14番 中村正志議員。

○14番（中村正志） それでは、質疑をさせていただきます。

来年、令和8年4月1日移行に向けてということですが、それに伴いまして協議、調整をしながらということですが、必要な協議とか調整というものは、具体的にはどういうふうなものが挙げられますか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

必要な協議、調整ということですが、まずは今後ジオパーク推進協議会からしもきたツー

リズム様のほうへ正式に移行についての協議を、まず申入れすることになります。それをもちまして、今後双方の協議、調整を行った上で、それぞれの臨時総会等々、そういうものを経て、その後の調整が整った場合には、その後今度は市のほうになりますけれども、行政的な視点で部の設置条例等々、規則の変更等々を3月定例会のほうで報告し、ご承認いただければ4月1日の移管、移行という形になるスケジュールとなっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今答弁の中にも一部あったのですが、今現在市役所の中にはジオパーク推進課があります。その組織の変更等も含めて進めていくということになりますが、あと移行するに当たって、権限とか予算の移行も併せて協議されるものなのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 予算、権限につきましては、現在も市で持っている予算と協議会で出している予算、それぞれあります。今後は協議を開始することですので、しもきたツーリズムさんに移行するとなりますと、基本的には協議会の事務局もしもきたツーリズムさんに置きますので、今まで協議会に渡していた活動費という部分と、あと専門員、市で雇用している方もいらっしゃると思いますので、そういったものをしもきたツーリズムのほうに移行するというふうに認識していただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 今も一部あったのですが、移行するに当たって、そうするとしもきたツーリズムさんのほうでも、やはり人的にも人が必要となってくるかと思うのですが、その辺りの部分についても市のほうとして、来年の4月までに協議して、その強化の部分も進めていくというふ

うな認識でよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） しもきたツーリズムの組織自体に人を増やすというイメージというよりも、今、市で配置しているジオパーク推進課の職員、そして専門員がそのまましもきたツーリズムに移行して、ジオパークの協議をこれからしていくと。

さらに先ほど、主に3点、移行の理由を申し上げさせていただきましたけれども、まずユネスコ世界ジオパークへの申請認定は法人格を有する、2点目は独自のマーケティング戦略の策定、収益事業の展開、こういったことを既にしもきたツーリズムさんでやっていますので、相互連携して、そういったことを今後期待しているというところでございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 2点、まずお聞きしたいのですけれども、これまで世界ジオパークを目指すというところについては、英語の学術論文がないことが課題だったということをつしあ聞いたことがあるのですけれども、DMOのほうに移行すると、DMOという組織は、ある意味といいますか、民間団体ですから、ある程度採算という部分も求められてくる団体だと思います。

そういったときに、その論文を地域で書いてもらうというところが、その採算というところとちょっと合わないところがあるのではないかなと思ひまして、そういう部分が逆に停滞するというおそれはないのかなというところが1点と、しもきたツーリズムのほうに協議会を移行した後の市として、行政としてのジオパークに対する関わりというのはどのようになるのか、2点お聞きします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まずは、下北ジオパーク推進協議会のユネスコ世界ジオパークへの認定、英語

の論文というご指摘もありましたけれども、前から法人化、そして英語の論文についても検討事項としておりまして、令和7年の4月に策定しております下北ジオパーク推進計画、これに英語論文をいつまでに策定するのですとか、法人化に向けて検討する、こういったことを今年の4月に策定した計画で明記いたしまして、計画に従いまして4月から今に至るまで検討し、今回行政報告をさせていただいて、来年の4月を目指すということにしております。

このたびジオパーク推進協議会をしもきたツーリズムに移行するに当たっては、そういった学術的な部分というご指摘だと思いますけれども、これまでもその部分については学術論文研究費みたいなものをジオパーク推進協議会の予算に盛って、そこに市が補助をして、協議会の中でそこをやっていただいていますので、そのスキーム自体は何ら変わりはないということだと思います。

2点目の行政の関わりということでもありますけれども、先ほど来申し上げているとおり、これまでもむつ市を中心に下北5市町村でやっている活動でありますので、様々な活動に5市町村の職員も含めて、先ほど海上自衛隊も含めて、地域の皆さんにも関わっていただいておりますけれども、行政も職員を出していろんなイベントをやっていますので、そういった活動に何ら変わりはないというふうにご理解いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） あと、タイミングのことについてお聞きしたいのですけれども、たしかむつ市観光協会のほうもしもきたツーリズムのほうに合併すると、たしか新年度だったと思いますけれども、そういうことで、そのしもきたツーリズムという組織自体もいろいろ紆余曲折といいますか、組織の中でいろいろあると思うのです。体制がきちんと次のほうに移行するというのが、やるべき

ことがあると思うのですけれども、その中でさらにジオパークをくっつけることによって、そのしもきたツーリズムの組織自体がやるのがたくさん増えて、結果的にそのジオパークが進まなくなるということもあるのではないかなと思っていて、4月1日にこだわると、何か性急な気がしてしまうのですけれども、新年度に新たに、もうちょっと遅くしてもよかったのではないかなという思いもあるのですけれども、今のところその4月1日にこだわっている理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほども申し上げましたけれども、まずは令和7年4月に策定した下北ジオパーク推進計画、法人化に向けて検討しております、ここまで協議して4月1日を目標にしもきたツーリズムさんと検討を開始しますので、行政報告をさせていただいています。ここでしもきたツーリズムのほうの協議と含めて、高橋議員からも指摘いただいた今観光協会とかくっついたり、しもきたツーリズム側の事業とジオパークの事業がくっついて停滞するということがないように進められるか検討した上で、4月1日いくかどうかを検討すると。4月1日にくっきますということを目ざすということでありますので、現状としてはそういった懸念がないかを検証しながら進めていきたいと思っております。

これまでもジオパーク推進協議会がそのまま法人化したほうがいいのか、しもきたツーリズムとくっついたほうがいいのか、また別の法人とくっついたほうがいいのか、いろいろ検討しながら整理していきまして、先ほど言った3つの点が大きなくつつくメリット、もちろん高橋議員からいただいたデメリット、ジオパークの事業が停滞するのではないかなという懸念も検証しながら、協議会がしもきたツーリズムとしての法人のメリット、そ

れが地域のDMOということを意味していますので、観光商品も一緒になってジオツーリズム、売れる、そういったメリットのほうが大きいのではないかなということで、今協議を始めましょうというところに来ましたということでご理解いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。4番濱田栄子議員。

○4番（濱田栄子） 重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

まず、世界ジオパークを目指すに当たり、法人格が必要ということで、これはやむを得ない部分かなと思います。

それから、先ほど高橋議員質疑されたように、やはりしもきたツーリズム自体が来年度からむつ市観光協会も合併することになっていきますので、多くの事業を抱えることになります。まだそのきちとした事業体制ができない形の中で、このジオパークの組織は市長はもちろんご存じですが、保全部会、それから地域振興部会、あと教育部会、そして下北ジオパークサポーターの会という大きな組織の中で運営されています。そのことを一挙にしもきたツーリズムのほうを抱え込んでしまって、人数的なもの、そしてその力的なものということが運営できるのかということをととても危惧しています。その辺に関してはどのようにお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 重複するところもあるかもしれませんが、まずは今まで今年4月から始まりましたしもきたツーリズムの事業で、各団体と合併してできなかった事業というのはなかったと認識しております。例えば東通村の釣りの体験プログラムをやっていますし、川内では川内ねぶたも復活させた。これは、川内観光協会がやろうとしていたことを、合併しても新たにしもきたツ

ーリズムとして実行できたと思っておりますので、そういった意味では今年の4月1日に合併した団体の事業はしっかりとこなして来られたと。一方で、濱田議員おっしゃるとおり、さらに観光協会くっついて、いろんな事業がくっつく中で、マンパワーの部分ですとか、事業がちゃんとできるかというところは検証が必要だと認識しておりますので、4月に向かってしもきたツーリズムの事務局と検証はしていきたいと思えます。

一方で、ジオパーク推進協議会でやっている協議会ですので、むつ市だけではなくて様々な団体と今一緒になってやっていますので、事務局ということだけで申し上げると、人数的にもそのまましもきたツーリズムに移行する今予定をしていると、確定ではありませんので、あくまで予定しておりますので、その人員が減らないようにしっかりとその部門はいきますので、ここの事務局がしっかりと協議会のメンバーとともに活動していけば、保全、教育、また下北ジオパークサポーターの会も含めて、これからも連携できるのではないかなと今のところは想定している状況でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（濱田栄子） ありがとうございます。

今年の部分は、合併した分については滞りなくイベント等もできたということですがけれども、来年度はむつ市観光協会、大きな団体が統合する予定と聞いております。その中で大きな事業、例えばおしまこ流し踊り、田名部まつりに行われております前夜祭に、それから大きな事業としては花火大会も、これも物すごく尽力なり必要な事業でございますので、これまでの各周辺のイベントとはまた規模も違いまして、人も多くお金もかかることですので、大きなパワーが今年、また来年しもきたツーリズムには求められるのではないかなと思っております。

それから、今事務局をそのままということですので、その辺のところは、例えば移行するにしても、しっかりと1年目確立するまでは体制というのをお願いしたいと思います。

部会等についてもそのまま移行する予定かどうか、お聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 基本的には、部会等もそのままということになりますけれども、先ほど来何度かご説明申し上げております令和7年度4月に策定しました下北ジオパーク推進計画、これはいわゆるユネスコ世界ジオパークまでの道のりだと思っていただければ分かりやすいと思えますけれども、現状としての部会はもちろん残しますけれども、新たに世界に向かってやらなければならないステップが幾つか用意されていますので、そういった意味では新たにやらなければいけない部会の変更があると思えます。現状としての来年度移行を予定している組織が変わるということでの部会の変更ということは、今はないというふうにご理解いただければと思えます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（濱田栄子） ありがとうございます。

しもきたツーリズムそのものに求められたのは、やはり新しい展開というのを希望していました。ですので、今の事業をただ引き継ぐだけであれば、何も組織を変えなくてもよかったわけです。そのジオパーク自身もやっぱりステップアップしていかないと、マンネリ化して徐々に認定も取り消されているという地域も聞き及んでおりますので、そこをしっかりと注意しながら進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第26 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 議案第67号
むつ市監査委員条例の一部を改正する条例から、
日程第26 議案第93号 むつ市こども・子育て会
議条例の一部を改正する条例までの25件を一括議
題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会におけ
る審査の経過並びに結果について、各委員長から
報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。
総務教育常任委員長。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 総務教育常任委員会に付託さ
れました議案12件について、審査の経過と結果を
ご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求
めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであ
りますが、付託されました議案につきましては、
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定い
たしました。

以下、審査の過程において出されました主なる
質疑等について申し上げます。

初めに、議案第67号 むつ市監査委員条例の一
部を改正する条例についてであります。理事者
側から、令和6年6月の地方自治法の一部を改正
する法律の公布に伴い、条文整理をするためのも
のであるとの説明がありましたが、委員からの質
疑等はありませんでした。

次に、議案第68号 むつ市職員等の旅費及び費
用弁償に関する条例等の一部を改正する条例につ
いてであります。理事者側から、職員等の旅費
及び費用弁償について、原則として現に支払った

額に基づき支給することとし、旅行者に対する旅
費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し、旅費
に相当する金額を支払うことができることとする
等のためとの説明がありましたが、委員からの質
疑等はありませんでした。

次に、議案第69号 むつ市長等の損害賠償責任
の一部免責に関する条例の一部を改正する条例に
ついてであります。理事者側から、地方自治法
及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、条文整
理をするためのものであるとの説明がありましたが、
委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第70号 むつ市子ども夢育成基金条
例の一部を改正する条例についてであります。理
事者側から、当該基金を新たに不登校支援の財
源として活用できるよう、その用途を追加するほ
か、所要の条文整備をするためのものであるとの
説明がありました。

これに対し委員から、個人等からの寄附の手續
方法についての質疑があり、理事者側から、手續
は寄附申出書により申請をしていただくこととな
る。また、今後は寄附申出書に寄附目的の項目を
追加し、大会支援等なのか、または不登校支援の
ための寄附なのかを確認できるよう申請書を整理
する予定であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、今後、寄附者が増加した
場合、今回の条例改正以外に基金の用途を広げる
予定はあるのかとの質疑があり、理事者側から、
現状では考えてはいないが、当該基金条例の目的
に合致する用途であれば、条例改正を考えていく
必要がある。また、別な教育目的の場合は、新た
に基金条例を設置することも考えていく必要があ
るとの答弁がありました。

また、別の委員から、不登校支援の基金の用途
の詳細についての質疑があり、理事者側から、備
品整備のほか、学びの多様化学校では、こどもた
ちがやりたい行事を話し合い決定していくため、

こどもたちが自発的に考えていくものについても当該基金を活用していきたいと考えている。また、学びの多様化学校だけではなく、各学校に設置されている校内教育支援センター及びむつ市教育センターにおいても同様に基金を活用することを考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、本来は基金ではなく教育予算に組み込むべきと考えるが、その見解についての質疑があり、理事者側から、本来は予算または補正予算を組むことが基本と考えているが、今回、不登校支援について寄附をしたいとの声があったことから、その方々からの寄附を財源として活用し、不登校支援に繋げていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、基金の用途としてスクールカウンセラー等の支援員の配置に活用する予定はあるのかとの質疑があり、スクールカウンセラーの配置は青森県の所管となるため、青森県の配置で足りない部分を市独自で基金を活用し配置することも可能であるが、基本的には通常予算で対応できるよう努めていき、さらに支援員等の充実を図りたい場合に基金を活用していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第71号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、来年4月1日から奥内小学校を第三田名部小学校に統合することに伴い条文整備をするためのものであり、現在、奥内小学校には在校生が11名おり、6年生5名が卒業後、残りの6名が統合先の第三田名部小学校へ転校する予定となっているとの説明がありました。

これに対し委員から、今後、児童・生徒の減少により統合予定の学校はあるのかとの質疑があり、理事者側から、むつ市学校規模適正化に関する方針の中で学校規模により考えていく必要がある方針を示しているが、具体的な統合予定はなく、

今後の児童・生徒の減少の状況により検討することとしているとの答弁がありました。

次に、議案第79号 むつ市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する等の条例についてであります。理事者側から、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人の市民税並びに固定資産税及び都市計画税の納期を8期から4期に変更するほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、納期変更の影響を受ける件数についての質疑があり、理事者側から、令和7年度の納税通知書の発送件数の実績は、普通徴収に係る個人住民税が5,563件、固定資産税が2万5,055件であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、納期変更による市民の負担増加及びその対応についての質疑があり、理事者側から、納付月が重複しないよう固定資産税は奇数月に、個人住民税は偶数月とし、市民への十分な周知に努め、負担軽減を図りたいと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、納期変更後の納付相談についての質疑があり、理事者側から、丁寧な対応に努め、従来どおり現年度で完納できるよう第一段階では相談を受付したいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第80号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、下北文化会館の指定管理者として株式会社東京堂を指定するためのものであり、指定管理期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としている。選定結果の概要について、指定管理者の選定にあたり、公募による募集を行った結果、1者から応募申請があり、指定管理者選定委員会において、業務収支計画書等の評価採点及び評価意見により総合的に判断し、同者を指定管理の候補者として選定するものであるとの説明がありました。委員

からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第85号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてですが、理事者側から、来年3月31日をもって黒石地区清掃施設組合が解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第86号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてですが、理事者側から来年3月31日をもって黒石地区清掃施設組合が解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第90号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額並びに通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第91号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、特別職職員の期末手当の支給割合を改定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第92号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、市議会議

員の期末手当の支給割合を改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、議員の期末手当の支給割合を改正する根拠についての質疑があり、理事者側から、青森県議会議員の期末手当を改正する条例を参考とし、青森県の支給率が変更となった際は、むつ市もそれに準じて支給率を変更しているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、産業建設常任委員長の報告を求めます。
産業建設常任委員長。

（15番 井田茂樹議員登壇）

○15番（井田茂樹） 産業建設常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、国の「こども未来戦略」に基づき国土交通省より発出された「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」により、子育て世帯及び若者夫婦世帯が子どもを産み育てやすい住まいを確保できる環境を整備するため、公営住宅の入居者の資格を拡充するため改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例改正による今後の利

用見込みについての質疑があり、理事者側から、対象となる世帯の収入調査等を行っていないため不明であるとの答弁がありました。

また、別の委員から事実婚状態の場合の申込みについての質疑があり、理事者側から、住民票等で確認できないが申込時の申告により、一定程度の調査を行い、総合的に判断して入居してもらうこととなるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、事実婚で別れた場合の対応について質疑があり、理事者側から、基本的に親族でなければ同居できないので、退去を促していくことになるとの答弁がありました。

次に議案第78号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方自治法の一部を改正する法律により条例で引用する地方自治法の条項が繰り下がることによる条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に議案第82号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市宮後牧野外4施設の指定管理者として田名部畜産農業協同組合を指定するためのものであり、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、牧野の利用期間と牛等の頭数についての質疑があり、理事者側から牧野は5月1日から11月13日まで、畜舎は年間通じて利用可能となっており、令和6年度に利用された延べ頭数は宮後牧野が牛5,343頭、名子牧野が牛5,257頭、永下牧野が牛1,288頭と馬280頭、永下畜舎が牛1万3,963頭となっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理者の公募状況についての質疑があり、理事者側から、この施設の指定管理に応募する団体は、畜舎に対する専門的

な知識が必要となってくるため、応募が1者となっているものと認識しているとの答弁がありました。

次に議案第83号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、脇野沢瀬野牧野外6施設の指定管理者として一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社を指定するためのものであり、指定期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、物価高騰における指定管理料の改定についての質疑があり、理事者側から、現状に合わせて積算した指定管理料で公募しており、応募者が積算した経費等を審査した結果が指定管理料となっているとの答弁がありました。

次に議案第84号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ来さまい館外1施設の指定管理者としてむつ商工会議所を指定するためのものであり、指定期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、民生福祉常任委員長の報告を求めます。
民生福祉常任委員長。

（5番 杉浦弘樹議員登壇）

○5番（杉浦弘樹） 民生福祉常任委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第72号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第73号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第74号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第75号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、児童福祉法等の一部を改正する法律により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことから、所要の条文整備をするものであるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第77号 むつ市交通安全条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、令和8年3月31日をもって、むつ運動公園交通広場を廃止するものであるとの説明がございました。

これに対し委員から、利用状況と廃止の周知方法についての質疑があり、理事者側から、令和7年度は延べ人数で自転車1,901人、バッテリーカー1,006人の利用があり、周知方法については、これまで団体利用のあった市内幼稚園・保育園及び小学校とその保護者に文書での周知を検討しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、廃止後の自転車・バッテリーカーや敷地内にある倉庫等の処分についての質疑があり、理事者側から、自転車・バッテリーカー等は来年度処分する方向で検討しており、倉庫本体の処分は今後の検討課題とするとの答弁がありました。

次に、議案第81号 指定管理者の指定についてありますが、理事者側から、大畑中央公園の指定管理者として一般社団法人むつ市教育福祉振興会を指定するためのものであり、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、公募の状況について、前回からの協定書の変更点について及び利用者からの意見・要望についての質疑があり、理事者側から、本施設は平成17年から計8回公募しており、いずれも1団体のみ応募で、協定書の内容に前回と変更はない。また、利用者からは野球場のスコアボードやプール内の暖房能力を上げてほしいといった要望があるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市民からの意見に対する対応はどのようになっているかとの質疑があり、理事者側から、要望等があれば職員が現地確認を行い、修繕等については市全体の予算状況を見ながら対応することとしているとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理期間を他施設では5年間にしている事例もあるが、本施設は3年間としている理由についての質疑があり、理事者側から、本施設の現状を踏まえると安定した利用料収入を長期的に得ることが難しいことから指定管理期間を3年間としているとの答弁がありました。

次に、議案第89号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてありますが、理事者側から、令和6年度に青森県から交付された保険給付費等交付金の確定に伴い発生した償還金が当初の見込額を上回ったことから、1,201万5,000円を増額補正するものであり、補正後の歳入歳出予算総額は55億788万5,000円となるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第93号 むつ市こども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、児童福祉法等の一部改正に伴い、虐待に関する措置を行った所管行政庁は、その措置の内容等について児童福祉審議会等へ報告することとされたが、当市では児童福祉審議会の設置がないことから、こども・子育て会議が児童福祉法による児童福祉審議会の事務を行うことができるようにするため、条文の整備を行うものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、児童福祉法第8条第3項に規定されているとおり、意見聴取に関しても今回の条例改正によりこども・子育て会議に機能を持たせるものであるかとの質疑があり、理事者側から、今回の条例改正によりその場合も含まれることとなるとの答弁がありました。

また、別の委員から、児童福祉審議会とむつ市こども・子育て会議の行う事務についての質疑があり、理事者側から、むつ市こども・子育て会議に児童福祉審議会の機能を持たせるため条例を改正するものであるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました25議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いま

すので、ご了承願います。

◇議案第67号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第67号 むつ市監査委員条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第68号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第68号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第69号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第69号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第70号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第70号 むつ市子ども夢育成基金条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第71号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第72号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第72号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第73号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第73号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第74号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第74号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第75号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第75号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第76号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第77号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第77号 むつ市交通安全条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第78号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第78号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第79号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第79号 むつ市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する等の条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第80号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第80号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、下北文化会館の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第81号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第81号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大畑中央公園の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第82号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第82号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市営宮後牧野4施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第83号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第83号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢瀬野牧野外6施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第84号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第84号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ来さまい館外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第85号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第85号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第86号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第86号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第89号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第90号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第91号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第91号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第92号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第92号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番高橋征志議員。

（3番 高橋征志議員登壇）

○3番（高橋征志） 市議会議員の期末手当の引上

げに反対するため、議案第92号に対し、反対討論いたします。

学校に予算が足りないのに議員の手当を増額すべきではない、昨年はそのような理由で反対いたしました。その思いは、今も変わりありません。ただ、1年たって改めて感じた疑問は、事前の議論がない中で、なぜ自動的に期末手当を引き上げなければならないのかということです。根拠についての市の回答は、県議会に準じたというものであり、それ以外の根拠は示されませんでした。

政治とカネに関して市民の目は非常に厳しいです。根拠がない条例改正、根拠がない期末手当の引上げを市民に何と説明すべきでしょうか。県議会に準じただけだから仕方がない、それで市民への説明責任が果たせるのでしょうか。つまりところ根拠は、これまでこうやってきたという慣例でしかありません。

しかし、これまで惰性でやってきたことを改めるのも、また議会の役目だと思います。県議会が期末手当を引き上げたからといって、むつ市議会が事を同じくしなければならない理由はありません。

物価の高騰は全く終わりが見えません。今回の地震による市民生活へのダメージは、小さいはずなど決してありません。今市議会がなすべきは、自分たちの期末手当を増やすことではありません。市民からの失望ではなく、市民からの信頼を。

以上で反対討論を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第92号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認いたしますので、ボタンから手を離してください。押し間違い、押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 押し間違い、押し忘れなしと認め、確定します。

(賛成者17人、反対者2人)

○議長(富岡幸夫) 賛成多数であります。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第93号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第93号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第27 議案上程、提案理由説明、 質疑、討論、採決

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第27 議案第96号 令和7年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) ただいま追加上程されました議案第96号 令和7年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、去る12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けた公共施設等の復旧のために必要となる1億2,142万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は432億200万円となります。

まず、歳出についてであります。災害復旧費に公共施設等の復旧に係る修繕料、委託料及び工事請負費を計上しております。

次に、歳入についてであります。市債には事業との関連において借入見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(富岡幸夫) これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整理のため、午前11時55分まで暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時55分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◇議案第96号

○議長（富岡幸夫） これより議案第96号 令和7年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、11番野中貴健議員。

○11番（野中貴健） 議案第96号 令和7年度むつ市一般会計補正予算について、1点質疑いたします。

老人憩の家禄寿荘の浄化槽災害復旧について、事業費の詳細についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 予想外でちょっと驚いていますが、お答え申し上げます。

禄寿荘の浄化槽、40人槽でありますけれども、これを全部取り替えた場合の概算工事費として1,000万円を計上しております。実際メンテ業者のほうにお願いしているのですが、一度見に来ていただいたのですけれども、もっと詳細見ないと分からないということで、全取替えするか、修繕するか、今の時点ではまだ明確にはなっていないのですが、これを全取替えした場合の工事費を概算として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） たしか禄寿荘は、単独浄化槽だと私認識してまして、例えばそれが修繕できない場合は、多分もう単独浄化槽はつくってないので、合併浄化槽になるとなると、配管等も全部、要は生活排水等も全て合併浄化槽に入ります。それも含めての1,100万円の予算として今計上しているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） そのとおりということでご答弁申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで野中貴健議員の質疑を終わります。

次に、3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 歳入について質疑させていただきます。

今回歳入のほとんどが市債を充てていますが、市債ということで借金になってしまうのですが、今後の国の補助と申しますか、支援の見込みについてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

現在各部局におきまして、災害復旧に係る補助金の活用について、国や県に確認している最中ですが、今後活用可能ということになりましたら、財源更正等によって地方債を充当している部分については補助金のほうを活用してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（高橋征志） 実際にその補助金等が今後あるとして、入ってくるスケジュールなどが分かりましたらお知らせいただきたいと思っております。

あと、その補助が今回地震ということで避けられない災害だったわけなのですけれども、そういう場合の補助が、仕方のないものなので、10分の10で来るのか、それともやはり補助は補助ですから、一部市の負担が生じる見込みなのかということをお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） その点も含めまして、現在国や県に確認している最中ですが、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。18番佐々木隆徳議員。

○18番（佐々木隆徳） 市長の説明で災害復旧ということですが、金額的に大きい部分等につきましては、内容的にどうのこうのではなくて、できましたら今の災害の状況について、この場で私らに説明いただきたいと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。地震によってどの程度影響を受けた、破損したとかそういった内容で結構です。よろしく願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、公共施設、インフラにつきましては、道路も含めまして今回計上させていただいております1億2,000万円強の金額が被害額ということになっております。

主なところを申し上げますと、まず本庁舎の天井を見ていただければ一部破損しているところが分かると思います。そういった箇所ですとか、大きなところは補正予算に計上しておりますけれども、海老川のコミュニティセンター、今野中議員からもご指摘のありました老人憩の家の浄化槽、また各地区の道路が8か所になっております。

また、ウェルネスパーク及びむつマエダアリーナの浄化槽、配管回りも含めて、こちらの金額が約2,000万円を超える状況になっております。

また、これが公共施設に対する被害の状況でありまして、被害の状況、大枠を昨日記者会見でも発表しておりますけれども、まずはむつ総合病院の被害が非常に大きかったということでございます。災害の水漏れスプリンクラーが破損した7階部分、水ぬれした6階、5階部分までは復旧が終わっております、それは3,400万円弱かかっておりますけれども、それ以外にタイルの剥がれも含めて、昨日お伝えしているとおりでございます。

また、市内の状況を申し上げますと、宿泊施設、また福祉施設の被害が非常に大きくなっておりまして、これにつきましては今現在も見積りを取っ

ている状況にありまして、まだ金額については把握できていないという状況の中にもありながらも、むつ商工会議所を中心に中小企業をはじめ、会員の皆様に電話で「被害はありませんか」という状況を今確認している状況にありまして、被害が分かっているものを昨日発表させていただいて、また改めて金額が分かり次第、大枠について、全体の被害額について、市民の皆様はじめ議会の皆様にお知らせしてまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第96号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第6号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第28 議員提出議案第6号 むつ市議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） ただいま上程されました議員提出議案第6号 むつ市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年2月に全国市議会議長会により、標準市議会傍聴規則の一部改正が通知されたことに伴い、最近の社会情勢を反映した内容に改めるほか、所要の改正をするため全議員22名をもって提案するものであります。

以上、上程されました議員提出議案第6号 むつ市議会傍聴規則の一部を改正する規則の提案理由であります。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。議員提出議案第6号に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。議員提出議案第6号に対し、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 討論なしと認めます。

以上で議員提出議案第6号の討論を終わります。

これより議員提出議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（富岡幸夫） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第266回定例会を閉会いたします。

午後 零時05分 閉会